

同性カップルの婚姻が認められていないことは憲法 24 条 2 項に違反する

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 5 月 30 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 597 号
【事 件 名】 国家賠償請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 憲法 14 条・24 条、民法
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25595224

学習院大学教授 山下純司

事実の概要

原告 X らはいずれも男性の同性愛者であり、双方が社会通念上の婚姻に相当する関係を築くことを目的として結婚契約等公正証書を作成するとともに、任意後見契約公正証書を作成するなどしている。X らは、平成 31 年 2 月 3 日、居住地において、両名を当事者とする婚姻届を提出したが、同月 7 日、男性同士を当事者とする婚姻届は不適法であるとの理由により、不受理となった。

そこで X らは被告 Y（国）に対して、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定（以下、これを「本件諸規定」という。）は、憲法 24 条及び 14 条 1 項に違反するにもかかわらず、Y が必要な立法措置を講じていないため、婚姻をすることができない状態にあると主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求として慰謝料各 100 万円の支払いを求めた。

判決の要旨**1 判決全体の構成**

裁判所の判断は、「1 認定事実」「2 本件諸規定が憲法 24 条及び 14 条 1 項に違反するかについて（争点 1）」「3 本件諸規定を改廃しないことが国家賠償法上違法であるかについて（争点 2）」の 3 つの部分に分かれている。このうち 1 の部分は、「性的指向等に関する知見」「婚姻制度」

「性的少数者の権利保護をめぐる各種国際機関等の動向」「同性カップルの保護をめぐる諸外国の動向」「性的少数者の権利保護に向けた我が国の動向」「同性婚の是非等に関する意識調査」「婚姻に関する意識調査、統計」という 7 つの項目で構成されており、認定事実というよりも、同性婚をめぐるこれまでの議論状況を客観的に整理したものとなっている。

2 民法及び戸籍法の規定の憲法適合性

本判決でもっとも重要な 2 の部分は、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定について、①憲法 24 条 1 項に違反するか、②憲法 24 条 2 項に違反するか、③憲法 14 条に違反するか、という 3 つの観点から検討をしている。

(1) 憲法 24 条 1 項について

判決では、憲法 24 条 1 項の「婚姻」は、「同条 2 項を通じて、民法及び戸籍法等の法律によって法律婚制度として具体化されるものである」との立場から、法律婚制度の適用対象に同性が含まれるかを問題とする。

判決ではまず同条 1 項の文理や制定過程からすれば、少なくともその制定当時において、同性間に対して法律婚制度を及ぼすことが要請されていたとは解し難いとし、こうした制定当時の理解が現時点でも妥当するかの検討に移る。そこでは、「婚姻は、男女が共同生活を送りながら、子を産み育て、次世代へ承継していく営みにおいて、重

要かつ不可欠な役割を果たしてきた」との認識に立ち、婚姻制度と自然生殖の可能性が完全に切り離されてはいないことや、伝統的家族観に根ざした同性婚への反対意見の存在、現行の法律婚制度の対象をそのまま拡張することが及ぼす社会的影響などを指摘したうえで、「同性カップルに対して、いかなる保護を付与し、制度を構築するのが相当かについては、現行の法律婚制度をそのまま開放するのが唯一の方法とは限らず、当該制度とは別に、特別の規律を設けることによることも、立法政策としてはありうところである」とし、「憲法が一義的に、同性間に対しても現行の法律婚制度を及ぼすことを要請するに至ったとは解し難い」などとして、同性間に婚姻を認めていない本件諸規定は、憲法 24 条 1 項に違反するものではないとする。

（2）憲法 24 条 2 項について

次に本判決は、Xらの主張のうち憲法 14 条 1 項違反をいう部分を、「婚姻により生じる諸々の法的利益を享受する権利が原告らに保障されていないことが重大な法的利益の侵害であり、憲法に違反するというものであると解され」として、憲法 24 条 2 項の問題として検討する。

判決ではまず、現行の法律婚制度は、「両当事者及びその親族の身分関係を形成するとともに、戸籍制度によってその身分関係を公証し、民法及びその他の諸法令により、法律上、当事者間及びその他の第三者との間に様々な権利義務関係を生じさせるもの」であるにとどまらず、「事実上の効果として、婚姻制度を利用することにより、社会的な信用が形成され、信任が得られるなどの社会的な効果のほか、そうした地位に立ったことによる精神的心理的效果をも生じさせる」と指摘し、異性カップルはこれら多彩な効果を一体のものとして享受することができるとする。

他方で、同性カップルは、現在の「法制度の下で、法律上及び事実上の多彩な効果を一体のものとして享受することができない状態となっており、異性カップルとの間に著しい乖離が生じている」と判決は指摘する。「同性カップルは、自然生殖の可能性が存しないという点を除けば、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構成しようという実態において、異性カップルと何ら異なる

ところはなく」、「同性カップルが上記の状態に置かれている点が憲法上は認められるかどうかは、なお検討を要するというべき」だというのである。

次に判決では、「家族」に関する事項について、憲法 24 条 2 項に違反しないか検討する。判決では夫婦同氏制に関する大法廷判決を参照し、「婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法 24 条に適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきもの」だとする。

判決ではさらに、再婚禁止期間に関する大法廷判決を参照しつつ、婚姻をするについての自由が憲法 24 条 1 項により、法律婚制度を利用することについての自由が同条 2 項により、十分な尊重に値するとしたうえで、その所以は、「婚姻の本質が、両当事者において永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」だからであるとする。そして、「人間が社会的な存在であり、その人格的生存に社会的な承認が不可欠であることを踏まえれば」、法律婚制度の法律上及び事実上の多彩な効果のうち、とりわけ重要なのは、「両当事者が安定して永続的な共同生活を営むために、両当事者の関係が正当なものであるとして社会的に承認されること」であり、それゆえ法律婚制度には、「身分関係を公に認め、これを公示し公証する制度」が結び付けられているのだという理解を示す。こうして本判決は、「両当事者の関係が国の制度により公証され、その関係を保護するのにふさわしい効果の付与を受けるための枠組みが与えられるという利益は、憲法 24 条 2 項により尊重されるべき重要な人格的利益である」にもかかわらず、「同性カップルは、制度上、このような重要な人格的利益を享受できていない」という。

このような認識に立った上で本判決は、現行法制度の「家族」に関する法制度が、「同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていない」という現状は、

国会の立法裁量の範囲を超えており憲法 24 条 2 項に違反するとの結論に至る。

(3) 憲法 14 条 1 項について

憲法 14 条 1 項との関係では、「婚姻及び家族に関する事項についての区別取扱いについては、立法府に与えられた上記の裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合」といえるかを問題とする。本判決は Y 側の主張を踏まえ、「異性愛者であっても同性愛者であっても異性と婚姻することができるという意味で別異取扱いはなされていない」という点は認めつつ、しかし「婚姻の本質は、両当事者において永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるのであり、性的指向が向き合う者同士の婚姻をもって初めて本質を伴った婚姻といえるのであるから、性的指向が向かない相手との婚姻が認められるといっても、それは婚姻が認められないのと同義」だと指摘したうえで、「本件諸規定は、性的指向という、ほとんどの場合、生来的なもので、本人にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由として、婚姻に対する直接的な制約を課すことになっているのであり、その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要」なのだとして、「同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていない」という状況は、憲法 14 条 1 項にも違反するとする。

3 国家賠償法上の違法性

以上のような違憲判断を前提に、本判決は、本件諸規定を改廃しないことが国家賠償法上違法であるかどうかを検討し、結論としてこれを否定する。詳細は省略するが、「我が国において、同性カップルに対する公証とそれに基づく効果を付与するための枠組みの必要性が具体的に認識されるに至ったのは、比較的最近のことであった」こと、男女の結合関係を中核としてその間に生まれた子の保護・育成の機能を担うという伝統的な家族観が、今日においても失われていないこと、同性婚に対する一定数の反対派が存在したことなどを根

拠に、「国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない」とするものである。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、同性婚を認めない現在の民法及び戸籍法の諸規定が、憲法 24 条 2 項、憲法 14 条 1 項に違反するとの判断を示した下級審裁判例である。同種訴訟において、下級審の判断は分かれている。この問題に先鞭をつけた札幌地判令 3・3・17（判時 2487 号 3 頁）は違憲判決を下したが、その後につづく大阪地判令 4・6・20（判時 2537 号 40 頁）、東京地判令 4・11・30（判時 2547 号 45 頁）や、本判決の直後に出された福岡地判令 5・6・8（裁判所ウェブサイト）は、違憲判決を下していない。したがって本判決は、同性婚をめぐる違憲判決を下した第 2 番目の下級審裁判例ということになる。

しかし本判決の論理は、上記の令和 3 年札幌地判とは異なり、どちらかというと違憲判決をしなかった上記 3 判決の方に近い。以下ではごく簡単に、本判決の論理を他の下級審裁判例と比較する。

二 他の下級審裁判例との比較

1 令和 3 年札幌地判との比較

令和 3 年札幌地判は同性婚を認めない民法及び戸籍法の諸規定について、憲法 14 条 1 項違反であるという。その要点は、これら諸規定が、「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていること」が、立法裁量の範囲を超えた、差別的な扱いに当たるということである。

これに対して本判決は、憲法 14 条 1 項の違反よりも、憲法 24 条 2 項の違反に重点を置く。憲法 24 条 2 項は、同性カップルであれ異性カップルであれ、両当事者の関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みを提供することを国に命じ

ているとし、その枠組みすら与えていないという現状が、立法裁量の範囲を超えて違憲であるというのであり、憲法 14 条 1 項の違反も、その限りで差別的な扱いだとしている。

両判決の立場は、似ているようで大きく異なる。令和 3 年札幌地判の立場は、同性カップルと異性カップルに、できるだけ同じような婚姻及び家族の制度を用意すべきだという考え方を出発点に、「同性間の婚姻や家族に関する制度は、異性間の婚姻や家族に関する制度と全く同じ制度とはならない」から、その部分は立法裁量に委ねられるが、婚姻の効果の一部すら享受できないのは違憲だというのであり、こうした論理展開は同性カップルのための「婚姻」の導入、すなわち同性婚の法制化という方向性を強く意識させる。

これに対して本判決の立場は、同性カップルの関係を公証する制度を国がまったく用意しないのは違憲だというのだから、「同性婚」の導入に対しては中立的な立場といえる。本判決は、同性カップルの関係を公証する制度として、同性婚を導入するか、「婚姻」とは異なるパートナーシップ登録制度を導入するかといった点には踏み込んでいない。それは国家の立法裁量の範囲内だというのである。この点で本判決の立場は、令和 3 年札幌地判に比べると穏当な立場といえる。

2 違憲判断をしなかった 3 判決との比較

以上のような観点からは、本判決の立場は、違憲判決を下さなかった令和 4 年大阪地判、令和 4 年東京地判、令和 5 年福岡地判の立場にむしろ近い。これら 3 判決が、憲法 24 条 2 項について言及する部分を簡単に見ておこう。

令和 4 年大阪地判は、「個人の尊厳の観点からは同性カップルに対しても公認に係る利益を実現する必要があるといえるものの、その方法には様々な方法が考えられるのであって、そのうちどのような制度が適切であるかについては、現行法上の婚姻制度のみならず、婚姻類似の制度も含め、国の伝統や国民感情も含めた社会状況における種々の要因や、各時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた上で民主的過程において決められるべき」であるとする。

令和 4 年東京地判は、「現行法上、同性愛者に

ついてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にある」としながら、「そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない」という。

令和 5 年福岡地判も、「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法 24 条 2 項に違反する状態にある」としつつ、登録パートナーシップ制度等、「婚姻制度と異なる制度を設けるか否かについても立法府における議論に委ねることが相当である」とする。

要するにこれら 3 判決は、同性カップルの法制度を国が用意していない点は憲法上大いに問題があると指摘しつつ、そのための法制度は多様なものが考えられるから、国会の立法裁量に委ねる意味で違憲判決をしないというのである。これに対して本判決は、そうはいっても公証制度を一切用意しないという状況を取り出してみれば、国会の怠慢は明らかなのだから違憲判決をするが、法制度の整備を長いこと怠ったとまではいえないから国家賠償法上の違法性までは認めないというのである。本判決とこれら 3 判決は、その論理からすると大した差異はない。

三 評価

以上のように本判決の特徴は、同じ結論をとった令和 3 年札幌地判よりも穏当で、反対の結論をとった他の 3 判決と接点を見いだせるような、バランスのとれた論理展開にある。その論理は、同性婚の導入に積極的な論者には物足りないかもしれないが、導入に好意的でない立場の論者にも一定の説得力を持つであろう。日本における性的マイノリティーの権利擁護をめぐる議論が一段階深まったものと考えたい。